再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成27年12月18日において次の条件を満たすものとする。

① 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～エ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。

ウ）最大支間長が、80m以上であること。

エ）架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「東九州道（清武～北郷）赤木橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成28・29・30年度に有効な「物品の製造・販売・役務の提供等」について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 27 年 11 月 18 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　鈴木　正隆

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

1　業種区分

物品の製造・販売・役務の提供等

2　申請の時期

平成27年12月１日から平成28年１月31日とする。（ただし持参については、土、日曜日、祝祭日及び年末年始（平成27年12月29日～平成28年１月３日）は除く。）なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

3　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　当機構所定の「一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（物品の製造・販売・役務の提供等）」（以下「申請書」という。）は、以下の当機構ホームページからダウンロードすることにより入手できる。また、別記１に掲げる配付場所においても配付する。

http://www.jaea.go.jp/for_company/supply/format/

⑵ 申請書の提出方法　競争参加者資格は、当機構のすべての拠点に有効なものとなるので、申請書に次の書類を添え、別記１に掲げる提出窓口のいずれか１拠点に郵送又は持参すること。（郵送の場合は簡易書留郵便又は配達記録郵便とし、平成28年１月31日当日消印有効）。

① 物品の製造・販売・役務の提供等

イ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ロ　財務諸表類

ハ　営業経歴書

ニ　納税証明書又はその写し

⑶ 申請書等の作成に用いる言語

① 申請書類及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語にて記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

② 申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵ 競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められ、３年以内の定めた期間を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また、同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 前各号の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

⑶ 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者